

高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、物価及びエネルギー価格高騰の影響を受ける林業事業者等の経営安定化や将来につながる構造転換を図るため、別表第1に掲げる事業主体が燃費性能の高い高性能林業機械等の導入を行うために要する経費について、補助事業者に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則、この要綱等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次号に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳、その他必要な関係書類を整備保管しなければならない。
- (4) 当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあっては、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの

に限る。)については、処分を制限する期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に規定する財産にあつては、大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間。大蔵省令に定めのない財産にあつては、農林畜水産関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)別表に規定する期間。以下この項において「処分制限期間」という。)内において、知事の承認を受けないで、同条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

- (5) 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があつた場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間又は転用制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従つて当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
 - (7) 補助金の交付を申請するに当たつて、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
 - (8) 補助事業の実施に当たつては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業主体としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (9) 補助事業の実施においては、森林法(昭和26年法律第249号)、森林法施行令(昭和26年政令第276号)及び森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)の規定を遵守するとともに、その行為態様や社会的影響を勘案して不適切だと判断される行為を行つてはならないこと。
 - (10) 補助金の交付を申請するに当たつて、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。また、補助事業者は、補助金の交付に際しては、事業主体に対して県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。
 - (11) 補助事業者は、補助金の交付に際し、事業主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。
 - (12) 事業主体は補助金等交付申請書の提出に当たり別記第1号様式別紙1-1-3又は1-1-4による「誓約書兼同意書」を添付しなければならない。
- 2 補助金を他の用途に使用し、若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したとき又は補助事業者又は事業主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があつた後においても取り消すことができる。

(変更等の手続)

第6条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による変更等承認申請書を所長に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (3) 林業機械区分の追加又は廃止

(遂行状況報告)

第7条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第3号様式による遂行状況報告書を、所長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに所長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第1項第7号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して、所長に報告しなければならない。

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第5号様式により、所長に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

4 前項の規定による報告は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した年度の翌年度の5月末日までに行わなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合は、翌々年度の5月末日までに報告しなければならない。

(繰越しの承認の申請)

第9条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第6号様式による繰越承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。ただし、事業完了予定年月日を翌年度の日付で交付申請を行い、補助金の交付決定通知を受けている場合はこれを省略できる。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第 12 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(雑則)

第 13 条 この要綱の規定により提出する書類のうち、補助金額が 1 件 5,000 万円以上の事業については、知事に提出しなければならない。

2 前項に規定された事業については、別記様式中「林業（振興）事務所長」とあるのは、「高知県知事」と読み替えて適用するものとし、高知県林業振興・環境部木材増産推進課に提出しなければならない。

3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。

2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第 5 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 2 項、第 8 条第 3 項及び第 4 項並びに第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和 6 年 1 月 29 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 8 年 4 月 8 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業区分	事業内容	事業主体	補助事業者
1 省エネルギー林業機械導入支援事業	燃費性能の高い高性能林業機械等の導入に対する支援	平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知「林業経営体の育成について」に基づき知事が選定した育成経営体（以下「選定経営体」という。）で、県内に事業所を有する法人であるもの	同左
2 高性能林業機械共同利用事業	共同利用するための高性能林業機械の導入に対する支援	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいた協同組合	市町村
3 林地残材搬出等機械導入支援事業	燃費性能の高い林地残材搬出等に使用する機械の導入に対する支援	選定経営体で、県内に事業所を有する法人であるもの	同左
4 スマート林業実践型機械等導入支援事業	高知県内で実証を行った高性能林業機械等や、高知県内での導入実績の無い又は少ない高性能林業機械等の導入に対する支援	選定経営体で、県内に事業所を有する法人であるもの	同左

別表第2（第2条、第5条関係）

1	暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
2	暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
3	その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
4	暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
5	暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
6	暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
7	いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
8	業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
9	その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10	その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	林業機械区分	単位	補助率
1 省エネルギー林業機械導入支援事業	燃費性能の高い高性能林業機械等の導入に要する経費とし、対象となる林業機械は、「林業機械区分」に掲げるものとする。	ハーベスタ プロセッサ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット スイングヤーダ フォワーダ ウインチ付きグラップル 林業用四輪駆動ダンプロックグラップルソー	台 台 台 台 台 台	3分の1以内 ただし、従業員の所得向上に資する以下のア又はイのいずれかの取組を実施している場合に限り、補助率10分の1の加算を認める。 ア 技術力や経験に応じた賃金引き上げの体制が整っていること イ 従業員の多能工化等の人材育成により、機械の稼働率を上げるための体制を構築していること 補助金額の上限は補助金額1,500万円/1台(件)とする。
省エネルギー林業機械導入支援に関する補助要件について 1 導入する林業機械の燃料消費量の削減（従来の同規格の同機種と比較して、単位あたり燃料消費量の削減）が図られること。 2 補助事業により実施する原木生産の区域は県内、かつ民有林に限ること。 3 導入機械については、機械の規模、性能等が利用計画等からみて適切なものであること。 4 導入機械又は導入機械利用班の導入年度の翌年から3年後の年間原木生産量が、直近3カ年の平均実績から10%増加していること。				
2 高性能林業機械共同利用事業	共同利用のための高性能林業機械の導入に要する経費とし、対象となる林業機械は、「林業機械区分」に掲げるものとする。	タワーヤーダ	台	3分の2以内
高性能林業機械の共同利用（※）に関する補助要件について 1 林業機械については、機械の規模、性能等が利用計画等からみて適切なものであること。 2 素材生産性の目標値が現行作業システムの1.5倍となること。 3 関係法令に基づき必要となる設備を備えたものであること。 4 事業主体は再造林基金の造成・活用など再造林に関する取組を行うこと。 ※共同利用：中小企業等協同組合法に基づき協同組合内の組合員（素材生産事業者）が共同で利用すること。				
3 林地残材搬出等機械導入支援事業	林地残材搬出等に使用する燃費性能の高い機械の導入に要する経費とし、対象となる機械は、「林業機械区分」に掲げるものとする。	グラップル 林地残材搬出用車両（土砂禁ダンブ） 林地残材搬出用車両（脱着装置付コンテナ自動車）	台 台 台	3分の1以内 ただし、1台当たり補助金額1,500万円を上限とする。
林地残材搬出等機械導入支援に関する補助要件について 1 導入機械の燃料消費量の削減（従来の同規格の同機種と比較して、単位あたり燃料消費量の削減）が図られること。 2 事業主体は高知県再造林推進会議に入会すること。 3 機械導入年度の翌年から3年後の林地残材搬出量が、直近3カ年の平均実績から10%増加又は120%以上としていること。 4 関係法令に基づき必要となる設備を備えたものであること。				
4 スマート林業実践型機械等導入支援事業	高知県内で実証を行った高性能林業機械等や、高知県内での導入実績の無い又は少ない高性能林業機械等の導入に要する経費とし、対象となる林業機械は、「林業機械区分」に掲げるものとする。	タワーヤーダ 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム ICTハーベスタ ロングリーチ機能付き林業機械 林業資材運搬ドローン 油圧式クイックカブラー	台 台 台 台 台	2分の1以内 ただし、従業員の所得向上に資する以下のア又はイのいずれかの取組を実施している場合に限り、補助率10分の1の加算を認める。 ア 技術力や経験に応じた賃金引き上げの体制が整っていること イ 従業員の多能工化等の人材育成により、機械の稼働率を上げるための体制を構築していること
スマート林業実践型機械導入支援に関する補助要件について 1 導入する林業機械等の技術普及に向けて、機械導入年度の翌年から1年以内に研修会の開催等を実施すること。 2 補助事業により実施する原木生産の区域は県内に限り、かつ民有林での活用に努めること。 3 導入機械については、機械の規模、性能等が利用計画等からみて適切なものであること。 4 導入機械又は導入機械利用班の導入年度の翌年から3年後の年間原木生産量が、直近3カ年の平均実績から10%増加していること。				

(注) 補助金額については、事業費に「補助率」欄に定める単価等を適用して算出するものとし、当該補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

林業（振興）事務所長 様

住 所
補助事業者 氏 名
生年月日

(市町村以外の補助事業者にあつては、名称及び代表者の職・氏名を記入してください)

令和 年度高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分総括表

単位:円

事業主体	事業費 (消費税込)	補助対象 経 費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	
計							

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
2 「補助対象経費」欄は、「事業費」より消費税等補助対象外経費を差し引いた額を記入してください。
3 「摘要」欄は、消費税等補助対象外事業費を記入してください。

3 事業の内訳

単位：円

事業区分	事業主体	林業機械区分	構造規格又は規模	事業量	事業費 (消費税込)	補助対象経費 (A+B+C+D)	経 費 内 訳				工 期		備 考
							県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	着 手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	
合 計													

- (注)
- 1 「事業主体」毎に集計してください。
 - 2 「事業区分」欄は、別表第3に定める事業区分ごとに記入してください。
 - 3 「林業機械区分」欄は、別表第3に定める林業機械区分ごとに記入してください。
 - 4 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。
 - 5 「工期」欄については、着手日は事業主体の契約上の着手日、しゅん工日は事業主体の検査合格の予定日を記入してください。
 - 6 事業主体が補助事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けた場合は「公庫資金」欄に記入のうえ、別紙1-1-1を添付してください。
 - 7 「備考」欄は消費税等補助対象外経費を記入してください。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙1-1-2を提出してください。
 - 8 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 収支予算

(1) 収入

単位:円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位:円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
事 業 費		
計		

6 添付資料

- (1) 補助金の交付に関する規定(市町村の継足し補助がある場合)
- (2) 市町村以外の事業主体が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)
- (3) 見積書、実施設計書等(事業計画書の金額に変更があった場合)
- (4) 補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合に限り、別紙1-1-1を添えてください。
- (5) 税外未収金債務等に係る誓約書兼同意書(別紙1-1-3又は1-1-4)
- (6) 別表第3の事業区分2の場合は、再造林に関する取組の確認表(別紙1-1-5)
- (7) 県税の滞納がないことを証する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人認書類の写し(※2)、納付義務がない場合は本人からの申立書。

※1:高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2:補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。

(注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)してください。

- (注) 事業完了予定日は、間接補助の場合は、補助事業者の支払完了日又は検査合格確定の日のいずれか遅い日を記入してください。

事業主体が補助事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために補助金対象物件を担保に供する場合の内訳書

記

1 補助事業者名	
2 事業主体名	
<p>3 担保施設の概要</p> <p>(1) 名称 (施設名)</p> <p>(2) 所在地</p> <p>(3) 構造、規模等</p> <p>(4) 総事業費及び負担区分</p>	
<p>4 借入れの概要</p> <p>(1) 借入先</p> <p>(2) 制度融資名</p> <p>(3) 資金区分</p> <p>(4) 借入額</p> <p>(5) 償還期間</p> <p>(6) 債務保証</p>	
<p>5 その他参考となる事項</p> <p>(1) 償還予定表</p> <p>(2) 利用する制度融資のパンフレット等</p>	

令和 年度高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備考
						補助率	消費税分補助金相当額		
合計									

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第9条第3項の規定により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。

誓約書兼同意書

- 1 私は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わないことについて誓約いたします。
- 2 私は、高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。
また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。
誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地

(代表者) 職・氏名 (自署)

*自署の場合は押印不要

誓約書兼同意書

- 1 私は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わないことについて誓約いたします。
 - 2 私は、高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。
また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について〇〇市<町村>に提供することに同意します。
誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。
- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
 - ・ 農業改良資金貸付金償還金
 - ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
 - ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地

(代表者) 職・氏名 (自署)

*自署の場合は押印不要

再生林に関する取組の確認表

事業主体名： _____

補助要件：再生林基金の造成・活用など再生林に関する取組を行うこと（再生林推進プラン（骨子）の基本方針に沿った取組を一つ以上行っていること）。

再生林推進プラン（骨子） の基本方針	取組の項目	チェック欄	具体的な取組内容	判定 (県が記入)
林業適地への集中投資	・森林クラウドでのデジタル情報の活用などにより、効率的に林業が行える林業適地の選定	<input type="checkbox"/>		適
	・林業適地での確実な再生林の推進や適地外での公益的機能の向上など、持続可能な林業を推進	<input type="checkbox"/>		該当なし
林業収支のプラス転換	・再生林基金など地域材を扱う関係者が自主的に行う再生林支援体制づくりの推進	<input type="checkbox"/>		適 該当なし
	・森林の新たな管理手法の導入に向けた取組	<input type="checkbox"/>		
	・再生林等での低コスト施業や省力につながる林業機械の導入	<input type="checkbox"/>		
	・バイオマス利用など余すことなく森林資源を活用する仕組みづくり	<input type="checkbox"/>		
	・成長等に優れた苗木や早生樹などによる多様な森づくりの推進	<input type="checkbox"/>		
造林の担い手確保	・造林専門事業体の起業をはじめ再生林の担い手の育成	<input type="checkbox"/>		適 該当なし
	・伐採事業者等との連携による造林専門事業体等の事業地確保	<input type="checkbox"/>		
	・共有地などにおける主伐後の再生林に向けた体制づくり	<input type="checkbox"/>		

(記入方法)

事業主体が行っている再生林に関する取組について、再生林推進プラン（骨子）の基本方針のどの項目に対する取組であるかをチェック欄にチェックしたうえで、取組内容を具体的な取組内容の欄に記入してください。

林業（振興）事務所長 様

補助事業者 氏 名

（市町村以外の補助事業者にあつては、住所も記入してください）

令和 年度高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容及び経費の配分総括表

単位：円

事業主体	事業費 (消費税込)	補助対象 経 費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	
計							

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税等補助対象外経費を差し引いた額を記入してください。
 3 「摘要」欄は、消費税等補助対象外経費を記入してください。
 4 変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません）。

3 事業の内訳

単位：円

事業区分	事業主体	林業機械区分	構造規格又は規模	事業量	事業費	補助対象経費 (A+B+C+D)	経 費 内 訳				工 期		備 考
							県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	着 手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	
合 計													

- (注)
- 1 「事業主体」毎に集計してください。
 - 2 「事業区分」欄は、別表第3に定める事業区分ごとに記入してください。
 - 3 「林業機械区分」欄は、別表第3に定める林業機械区分ごとに記入してください。
 - 4 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格等について記入してください。
 - 5 「工期」欄については、着手日は事業主体の契約上の着手日、しゅん工日は事業主体の検査合格の予定日を記入してください。
 - 6 「備考」欄は消費税等補助対象外経費を記入。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙2-1-1を提出してください。
 - 7 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。
 - 8 変更箇所について、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後の内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません）。

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入

単位:円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位:円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
事 業 費		
計		

変更箇所について、変更前(上段括弧書き)と変更後(裸書き)とにより変更前と変更後との内容を対比してください(変更のない箇所は、2段書きの必要はありません)。

6 添付資料

- (1) 補助金の交付に関する規定(変更により新たに市町村の継ぎ足し補助がある場合)
- (2) 市町村以外の事業主体が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)
- (3) 変更見積書、設計書、図面等(変更内容の分るもの)

(注)

- 1 事業完了予定日は、間接補助の場合は、補助事業者の支払完了日又は検査合格確定の日のいずれか遅い日を記入してください。

令和 年度高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備考
						補助率	消費税分補助金相当額		
合計									

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第9条第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。

第 年 月 日 号

林業（振興）事務所長 様

補助事業者 氏 名

（市町村以外の補助事業者にあつては住所も記入してください。）

令和 年度高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

単位：円

事業区分	事業主体	計 画		月 日現在出来高		進捗率 B/A %
		事業費	県補助金(A)	事業費	県補助金(B)	
	計					

(注) 1 「計画」欄は、補助金交付申請書（変更の承認があつた場合は、補助金変更承認申請書）により記入してください。

2 パーセントは、整数止めとし、端数を切り上げてください。

林業（振興）事務所長 様

補助事業者 氏 名

(市町村以外の補助事業者にあつては、住所も記入してください。)

令和 年度高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績

(1)総括

単位:円

事業主体	事業費 (消費税込)	補助対象 経 費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	
計							

- (注) 1 「事業区分」欄は、別表第1の事業区分を記入してください。
 2 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 3 「補助対象経費」欄は、「事業費」より消費税等補助対象外経費を差し引いた額を記入してください。
 4 「摘要」欄は、消費税等補助対象外経費を記入してください。

(2) 事業の内訳

単位:円

事業区分	事業主体	施行箇所	林業機械区分	構造規格又は規模	事業量	事業費	補助対象経費 (A+B+C+D)	経 費 内 訳				工 期		備 考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	着 手 年月日	しゅん工 年月日	
合 計														

(注)

- 1 「事業主体」毎に集計してください。
- 2 「事業区分」欄は、別表第3に定める事業区分ごとに記入してください。
- 3 「林業機械区分」欄は、別表第3に定める林業機械区分ごとに記入してください。
- 4 「構造規格又は規模」欄は、機械の規格について記入してください。
- 5 「工期」欄については、着手日は事業実施主体の契約上の着手日、しゅん工日は事業実施主体の検査合格の日を記入してください。
- 6 「備考」欄は消費税等補助対象外経費を記入。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙4-1-1を提出してください。

2 事業完了年月日

年 月 日

3 収支精算

(1) 収入

単位:円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
市 町 村 費				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書(変更を含む。)に記入したとおりにしてください。

(2) 支出

単位:円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
事 業 費				
計				

(3) 収支精算

単位:円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費			%			
計						

4 添付資料

- (1) 契約書、納品書、請求書、伝票等(金額を確認することができる書類の写し)
- (2) 市町村が補助事業者の場合は、検査調書及び検査写真
- (3) 納品した機械の写真
- (4) 別表第1の事業区分のうち、1又は4で所得向上の取組により補助率の加算を受けた場合は、取組状況が分かる資料

(注)

- 1 事業完了年月日は、間接補助の場合は、補助事業者の支払完了日又は検査合格確定の日のいずれか遅い日を記入してください。

令和 年度高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備考
						補助率	消費税分補助金相当額		
合計									

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第9条第3項の規定により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。

第 号
年 月 日

林業（振興）事務所長 様

補助事業者 氏 名

（市町村以外の補助事業者にあつては
住所も記入してください。）

令和 年度高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金
に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金変更
の決定）通知がありましたことについて、高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱
第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額
（ 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額） | 金 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

第 号
年 月 日

林業（振興）事務所長 様

補助事業者 氏 名

（市町村以外の補助事業者にあつては、住所も
記入してください。）

年度高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付けで提出している交付申請書について、別紙6-1に記載した理由により事業の年度内
完了が困難のため、高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のと
おり事業の繰越しを承認されたく申請します。

記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 繰越理由 | 別紙6-1のとおり |
| 2 事業計画書 | 別紙6-2のとおり |
| 3 事業支出決算見込み書 | 別紙6-3のとおり |
| 4 繰越事業完了予定年月日 | 年 月 日 |

別紙6-1 繰越理由書

事業区分	事業概要	事由

- (注) 1 「事業概要」欄は、「林業機械区分」及び「事業量」を記入してください。
2 「事由」欄は、繰越理由の具体的な内容を記入してください。

事業計画書

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

事業区分	事業主体	事業費 (A+B+C+D)	負担区分				摘要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	
計							

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「摘要」欄は、消費税等補助対象外経費を記入してください。

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 収支予算

(1) 収入

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
計		

(2) 支出

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
事 業 費		
附 帯 事 務 費		
計		

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

補助事業者

(注)

事業完了予定年月日は、間接補助の場合は、補助事業者の支払完了日又は検査合格確定の日のいずれか遅い日を記入してください。

(2) 事業の内訳

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

事業区分	事業主体	林業機械区分	型式規模	事業量	事業費	補助対象経費 (A+B+C+D)	経 費 内 訳				工 期		備 考
							県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)	着 手 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	
合 計													

- (注)
- 「事業主体」毎に集計してください。
 - 「林業機械区分」欄は、別表第3に定める林業機械区分を記入してください。
 - 「型式規模」欄は、機械の規格、構造等について記入してください。
 - 着手日は事業主体の契約上の着手日、しゅん工日は事業主体の検査合格の予定日を記入してください。
 - 「備考」欄は消費税を記入。当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は別紙6-2-1を提出してください。
 - 補助対象経費に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）を提出してください。

年度高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備考
						補助率	消費税分補助金相当額		
合計									

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第9条第3項の規定により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあつては「確定」、それ以外の場合にあつては「未確定」と記入してください。

